

特例市移行に伴う条例制定等について

1 制定等を必要とする条例・規則等の数

改正等の区分	条 例	規則等	計
新規制定	1	3	4
一部改正	0	1	1
計	1	4	5

2 制定等を必要とする条例・規則等の名称

(1) 条例

○新規制定

- ①盛岡市開発審査会条例

(2) 規則等

○新規制定

- ②宅地造成等規制法施行細則
 ③盛岡市駐車場法施行細則
 ④盛岡市都市計画法施行細則

○一部改正

- ⑤盛岡市市長内部部局の行政組織及び運営等に関する規則

盛岡市開発審査会条例の制定について

開発許可の企画市が行うことには
会議は非公開。

都市計画部

1 制定の趣旨

特例市への移行に伴い、開発行為等の規制に関する事務を処理するため、都市計画法第78条第8項の規定に基づき、盛岡市開発審査会の設置に係る条例を制定しようとするものである。

2 開発審査会の職務

- (1) 開発許可等の処分の不服申立てに関する審査請求の裁決（都市計画法第50条第1項）
- (2) 市街化調整区域内において行われる計画的な市街化を図るうえで支障がない大規模開発及び農家の分家等の開発行為で周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行なうことが困難又は不適当と認められる開発許可に関する審議（都市計画法第34条第10号）
- (3) 市街化調整区域内において行われても、その周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行なうことが困難又は不適当と認められる建築物又は第1種特定工作物としての建築の許可又は用途の変更の許可に関する審議（都市計画法施行令第36条第3号ハ）

3 内容

組織及び会議について定めるものとする。なお、委員は、7人をもって組織し、2年の任期とするものとする。

4 選任分野（都市計画法第78条第3項）

委員の選任は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生、行政の各分野から選任するものとする。

5 施行期日

特例市の指定の日からとする。